告示

埼玉県告示第二百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成三十一年三月十九日認可した。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　名称

江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区

二　事務所の所在地

蓮田市